（証券コード：8230）
平成28年６月１日

株　主　各　位

福岡市博多区上川端町１２番１９２号
株式会社はせがわ
代表取締役社長　　江　崎　　徹

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　この度の平成28年熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申しあげます。
　さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月20日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月21日（火曜日）午前10時
　　（受付開始　午前９時より）
２．場　　所　　福岡市博多区下川端町３番２号
　　ホテルオークラ福岡　４階　平安の間Ⅲ
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項　　第50期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
　　事業報告及び計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役９名選任の件
　　第３号議案　監査役３名選任の件
　　第４号議案　補欠監査役１名選任の件
　　第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

４．その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.hasegawa.jp/ir/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している「個別注記表」も含まれております。

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。又、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

○節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビズにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hasegawa.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による景気対策や日銀による金融緩和を背景に、一部企業の収益改善や賃金上昇など緩やかな回復基調が見られました。一方で、中国をはじめとする海外経済の減速や政情不安の問題、原油価格下落の影響等による株式市場の先行きの不透明感など、不安材料が多いことから、景気動向については引き続き予断を許さない状況が続いております。

宗教用具関連業界においては、消費者の低価格志向・節約志向に加え、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化の傾向がより顕著になっております。この影響により単価の下落が進行しており、引き続き厳しい環境で推移するものと思われます。

当社はこのような情勢のなか、当期の重点活動方針として「既存店改革」と「新スタイル店づくり」を掲げ、成長に向けた投資を積極的に行なってまいりました。「既存店改革」の一環としては、営業店において、当社の取扱い商品・サービスの総合的な提案によりお客様の様々なニーズに対応することを目的とし、墓石販売の専門組織を営業店に統合するなど、当社が提供する各事業の相乗効果を図ってまいりました。「新スタイル店」とは、変化するお客様動線により近い立地において、現在の暮らしにマッチした新しい供養のスタイルの提案を行なう店舗です。この「新スタイル店」を、当期は新たに２店舗（５月に東京都調布市、11月に東京都大田区）出店いたしました。さらに、この「新スタイル店」の内外装のデザイン要素などを取り入れ、「既存店」のリニューアルを行なってまいりました。

仏壇仏具事業に関しては、顧客ニーズに応える新商品の投入や、地域特性に合った品揃えの見直しを行なうとともに、効率的な販売促進活動を推し進めた結果、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減により落ち込んでいた仏壇仏具の販売が前期実績を上回り、回復基調となりました。

墓石事業に関しては、前述のように墓石販売の専門組織を営業店に統合するなど、販売体制の整備を進めるとともに、販売物件の新規開園にあた

っては集中的に人員を配置し積極的な販売活動を進めてまいりました。しかしながら、予定していた販売物件の開園がずれ込んだことなどが影響し、前期実績を下回る結果となりました。

寺社関連事業に関しては、屋内墓苑の受託販売において営業店のネットワークを活用し、従来の墓石販売に加え屋内墓苑の提案を推進することでお客様の埋葬に対するニーズに総合的に対応したことにより、前期実績を上回る結果となりました。

これらの結果、売上高は194億１百万円（前期比0.4％増）となりました。

また、仕入原価の高騰による影響から売上総利益が減少したことや、新人事制度移行に伴う人件費の増加や年金運用資産の減少による費用の増加、新規出店やリニューアルなどの成長投資に伴う費用の増加などにより、営業利益は７億68百万円（前期比25.8％減）、経常利益は７億５百万円（前期比31.2％減）となり、当期純利益は店舗の減損損失の計上もあり、３億53百万円（前期比15.0％減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

当社は、宗教用具関連事業について、小売部門では地域別に戦略を立案し、東日本及び西日本に店舗を展開して事業活動を行なっております。

東日本については、効率的な販売促進活動の展開とともに、成長へ向けた新規出店も行ないました。これらの結果、仏壇仏具の販売が回復基調となったことから、墓石の販売は低調に推移したものの、売上高は145億99百万円（前期比1.3％増）となりました。

西日本についても効率的な販売促進活動を展開し、業績の確保に努めました。その結果、東日本と同様の傾向で推移しましたが、売上高は36億７百万円（前期比0.2％減）となりました。

寺社関連については、屋内墓苑計４物件の受託販売が堅調に推移し、売上高は９億29百万円（前期比4.5％増）となりました。

その他関連事業については、卸売部門が低調に推移したことの影響により、売上高は２億65百万円（前期比33.7％減）となりました。

なお、当社の報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

区分		期別	第49期（平成26年4月～平成27年3月）		第50期（平成27年4月～平成28年3月）		前期比増減率
			売上高	構成比	売上高	構成比	
			百万円	%	百万円	%	%
東日本	仏壇・仏具	店舗販売	7,734	40.0	8,055	41.5	4.2
		企業提携販売	2,021	10.5	2,053	10.6	1.6
	墓石		4,655	24.1	4,489	23.1	△3.6
	小計		14,411	74.6	14,599	75.2	1.3
西日本	仏壇・仏具	店舗販売	2,382	12.3	2,468	12.7	3.6
		企業提携販売	407	2.1	406	2.1	△0.4
	墓石		823	4.3	732	3.8	△11.0
	小計		3,613	18.7	3,607	18.6	△0.2
寺社関連			889	4.6	929	4.8	4.5
その他			400	2.1	265	1.4	△33.7
合計			19,314	100.0	19,401	100.0	0.4

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は4億2百万円であり、その主なものは、新規出店、既存店舗の改装及びシステム開発等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において当社は、長期借入金30億円を調達いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第47期（平成25年3月期）	第48期（平成26年3月期）	第49期（平成27年3月期）	第50期（平成28年3月期）
売上高	20,027百万円	21,637百万円	19,314百万円	19,401百万円
営業利益	2,173百万円	2,464百万円	1,035百万円	768百万円
経常利益	1,783百万円	2,608百万円	1,025百万円	705百万円
当期純利益	959百万円	1,540百万円	415百万円	353百万円
1株当たり当期純利益	54円78銭	87円04銭	23円22銭	19円59銭
総資産	18,281百万円	17,722百万円	17,615百万円	18,538百万円
純資産	7,397百万円	8,928百万円	9,493百万円	9,544百万円
1株当たり純資産	419円52銭	495円79銭	522円12銭	521円92銭

(5) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

宗教用具関連業界を取り巻く環境は、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化の傾向、さらにはそれに伴う単価下落の傾向などが継続しております。また、伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養のあり方を求める声も高まっており、多様化するお客様のニーズへの対応が求められております。さらに、近年お客様動線が大きく変化しており、当社においては商圏の見直しやそれに伴う店舗政策の見直しが求められております。

墓石販売に関連する動きとしては、都市部への人口集中や高齢化などによりアクセスの良い霊園の需要が高まる一方、都市部を中心に霊園開発に関する規制の強化が進んでいることから、お客様のニーズを満たす霊園が不足しております。こうしたことから、霊園に代わる新たな遺骨収蔵施設として、屋内墓苑が注目を集めており、首都圏を中心に新規物件が増加傾向にあります。さらに、埋葬に対する価値観の変化が進んでおり、合葬墓など個別にお墓を所有しない新たな埋葬形態も注目を集めております。

また、現代人の心的ストレスの増大に伴い、心の平穏を取り戻すための商品やサービスへのニーズが一層高まっていると思われ、精神的・心理的側面の強い宗教用具という分野に携わってきた当社の強みを活かすことのできるビジネスの可能性が内在していると考えております。

引き続き、既存店については立地、品揃え及び販売促進活動等を見直すとともに、お客様動線により近い立地への「新スタイル店」の出店により、新しい供養のスタイルの提案を進めてまいります。

仏壇仏具事業に関しては、よりお客様のニーズに合った商品の企画・開発を進めるとともに、今までにない新しい提案を可能とする商品の企画・開発及び投入による仮説・検証に取り組んでまいります。

墓石事業に関しては、他社にはない店舗ネットワークを活かした事業認知度向上への取組みを継続して行ない、シェア拡大を目指してまいります。

屋内墓苑事業に関しては、既存物件の受託販売業務に注力しながら、新規物件の受託販売のための準備も並行して進めます。また、「屋内墓苑」という新しいお墓のあり方を広く認知していただくとともに、墓石と屋内墓苑を埋葬に対するニーズを満たす商品として総合的に提案してまいります。さらに、複数の物件の受託販売を同時に行なうことで、販売促進活動の効率化を図ってまいります。

また一方で、当社が提案できる商品・サービスの機能をより広い定義で捉え、「心の平和と生きる力」を実現する商品・サービスを開発し、社会へ提案・提供してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社は、主に宗教用具関連事業を行なっております。

(8) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

福　岡　本　社　（福岡市博多区）
東　京　本　社　（東京都文京区）
商品センター　（横浜市中区）
営　業　店　116店

セグメント	地区	都道府県名	店舗数
			店
東日本	関東	東京都	23
		神奈川県	24
		千葉県	14
		埼玉県	15
		茨城県	4
		栃木県	2
		群馬県	1
		山梨県	1
		小計	84
	東海	愛知県	4
		岐阜県	1
		小計	5
	セグメント計		89
西日本		福岡県	18
		大分県	4
		佐賀県	2
		山口県	3
	セグメント計		27
合計			116

(9) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

セグメント区分	使用人数	対前期末比増減
東日本	461名	12名減
西日本	155名	10名増
寺社関連	51名	8名減
その他	5名	－
全社（共通）	115名	9名増
計	787名	1名減

（注）使用人数は就業員数であり、上記の使用人数には臨時使用人（期末雇用人員327名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
株式会社福岡銀行	1,145,870
株式会社西日本シティ銀行	952,400
株式会社みずほ銀行	916,200

2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　60,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　18,588,376株(自己株式521,306株を含む)
(3) 株主数　　16,982名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川興産株式会社	3,937	21.79
長谷川　裕一	2,143	11.86
株式会社西日本シティ銀行	872	4.82
株式会社福岡銀行	677	3.75
はせがわグループ社員持株会	614	3.40
株式会社みずほ銀行	571	3.16
長谷川　房生	497	2.75
有限会社法隆	443	2.45
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	315	1.74
長谷川　素子	280	1.55

（注）１．当社は、自己株式を521,306株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

（平成28年３月31日現在）

	発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	保有者数
監査役	平成23年６月21日	200個	普通株式 20,000株	無償	新株予約権１個当たり 28,600円	平成23年７月１日～平成28年６月30日	発行価額 348円 資本組入額 174円	２名
取締役（社外取締役を除く）	平成24年６月21日	100個	普通株式 10,000株	無償	新株予約権１個当たり 35,500円	平成24年７月１日～平成29年６月30日	発行価額 413円 資本組入額 207円	１名
監査役	平成24年６月21日	200個	普通株式 20,000株	無償	新株予約権１個当たり 35,500円	平成24年７月１日～平成29年６月30日	発行価額 413円 資本組入額 207円	２名
取締役（社外取締役を除く）	平成25年６月20日	1,700個	普通株式 170,000株	無償	新株予約権１個当たり 62,300円	平成25年７月１日～平成30年６月30日	発行価額 749円 資本組入額 375円	５名
社外取締役	平成25年６月20日	600個	普通株式 60,000株	無償	新株予約権１個当たり 62,300円	平成25年７月１日～平成30年６月30日	発行価額 749円 資本組入額 375円	２名
監査役	平成25年６月20日	300個	普通株式 30,000株	無償	新株予約権１個当たり 62,300円	平成25年７月１日～平成30年６月30日	発行価額 749円 資本組入額 375円	３名
取締役（社外取締役を除く）	平成26年６月20日	2,380個	普通株式 238,000株	無償	新株予約権１個当たり 65,100円	平成26年７月１日～平成31年６月30日	発行価額 791円 資本組入額 396円	６名
社外取締役	平成26年６月20日	300個	普通株式 30,000株	無償	新株予約権１個当たり 65,100円	平成26年７月１日～平成31年６月30日	発行価額 791円 資本組入額 396円	２名
監査役	平成26年６月20日	300個	普通株式 30,000株	無償	新株予約権１個当たり 65,100円	平成26年７月１日～平成31年６月30日	発行価額 791円 資本組入額 396円	３名
取締役（社外取締役を除く）	平成27年６月23日	1,800個	普通株式 180,000株	無償	新株予約権１個当たり 54,700円	平成27年７月１日～平成32年６月30日	発行価額 653円 資本組入額 327円	６名

(2) 当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	交付者数
使用人	平成27年６月23日	250個	普通株式 25,000株	無償	新株予約権１個当たり 54,700円	平成27年７月１日～平成32年６月30日	発行価額 653円 資本組入額 327円	３名

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重要な兼職の状況
長谷川　房　生	代表取締役会長	
井　上　健　一	代表取締役社長	
江　崎　　徹	取締役副社長 マーケティンググループ長 兼 未来開発部担当 兼 未来開発部長	
川　江　　充	常務取締役 営業支援グループ長 兼 経営管理部長	
堀　尾　淳　美	取締役 マーケティンググループ 副グループ長 兼 東京営業部長	
中　谷　泰　文	取締役 寺社聖石グループ長	
青　木　孝　一	取締役	
茶　木　正　安	取締役	
廣　瀬　　稔	常勤監査役	
兼　松　　久	監査役	
田　中　　茂	監査役	

（注）１．取締役 青木 孝一及び茶木 正安は、社外取締役であります。
２．監査役 廣瀬 稔、兼松 久及び田中 茂は、社外監査役であります。
３．監査役 廣瀬 稔及び兼松 久は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役 田中 茂は、弁護士の資格を有しております。
５．当社は、取締役 青木 孝一及び茶木 正安並びに監査役 兼松 久を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
６．平成28年４月１日付で、代表取締役社長 井上 健一は取締役に、取締役副社長 江崎 徹は代表取締役社長にそれぞれ就任いたしました。

（参考）当社は、執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏　　名	担　　当
※ 江　崎　　徹	マーケティンググループ長 兼 未来開発部担当 兼 未来開発部長
※ 川　江　　充	営業支援グループ長 兼 経営管理部長
※ 堀　尾　淳　美	マーケティンググループ 副グループ長 兼 東京営業部長
※ 中　谷　泰　文	寺社聖石グループ長
榎　本　哲　治	寺社聖石グループ副グループ長 兼 聖石部長
池　上　達　治	監査室長
新　貝　三四郎	寺社聖石グループ 墓苑開発部長
中　村　和　徳	商品部担当 兼 商品部長

（注）※印の執行役員は、取締役兼務者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役とは会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役	8名	190,166千円（うち社外取締役2名　9,160千円）
監　査　役	3名	25,544千円（うち社外監査役3名　25,544千円）
合　　計	11名	215,710千円（うち社外役員　5名　34,704千円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成25年６月20日開催の第47期定時株主総会において、年額400,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。
また別枠で、平成27年６月23日開催の第49期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額100,000千円以内と決議頂いております。
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

2．監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第28期定時株主総会において、年額35,000千円と決議頂いております。

3．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額13,817千円（社外取締役を除く取締役６名に対し12,592千円、監査役３名に対し1,224千円（うち社外監査役３名に対し1,224千円））。
・ストック・オプションによる報酬額19,137千円（社外取締役を除く取締役６名に対し19,137千円）。

② 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（22回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
	回	%	回	%
取締役 青木 孝一	22	100	−	−
取締役 茶木 正安	22	100	−	−
監査役 廣瀬 稔	21	95	15	100
監査役 兼松 久	22	100	15	100
監査役 田中 茂	22	100	15	100

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

ロ．社外取締役の取締役会における発言状況

取締役 青木 孝一は戦略的企業経営の見地から、取締役 茶木 正安は金融面での豊かな知見に基づく企業経営の見地から、適宜発言を行なっております。

ハ．社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 廣瀬 稔及び監査役 兼松 久は主として公認会計士としての専門的見地から、監査役 田中 茂は主として弁護士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人　トーマツ

(2) 報酬等の額

区　分	報酬等の額
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	30,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,500千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「当期に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っています。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、マイナンバー対応に係る助言、指導業務を委託いたしました。その報酬等の額は3,700千円であり、上記「(2) 報酬等の額」の「当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」に含まれております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

(6) 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議しており、当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当企業グループ」という）のコンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、取締役及び使用人が法令・定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、その充実を図るため、コンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会合を開き、コンプライアンス問題に対する対応を行なう。なお、委員会の参加者は、コンプライアンス委員長が当企業グループの取締役及び使用人から指名をもって決定する。

＜運用状況＞

各種法令に対応した「コンプライアンス・マニュアル」及び個別の法令に対応したガイドライン等はイントラネットを介して取締役、監査役及び使用人等が常時閲覧可能な状態にしている。また、コンプライアンス担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置（常勤監査役陪席）し、当事業年度は６回開催した。

② 人事総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、監査室は、人事総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

＜運用状況＞

監査室は、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、当事業年度は営業店45店舗、本社６部門（11チーム）の内部監査を実施し、準拠性監査及び業務監査の中でコンプライアンスの状況を監査している。監査の結果及びフォローアップ監査の結果は取締役及び常勤監査役に都度報告され、当事業年度の監査実施状況は取締役会及び監査役会に報告されている。

③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行なう手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

＜運用状況＞

社内通報制度として「ホットライン」を設置し、社員手帳への掲載等により周知を図るとともに、通報者ならびに通報者に協力した者の保護を「ホットライン規程」に明記している。また、必要に応じてコンプライアンス委員会に諮問し、または直ちに違法行為を中止するよう命令するなど、必要な措置を講じる体制をとっている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

＜運用状況＞

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適正な保存及び管理を行なっている。

(3) 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署、委員会にて規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配付等を行なうものとし、当企業グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は人事総務部が行なうものとする。

＜運用状況＞

コンプライアンス委員会において各部門におけるリスクを認識し、部門を横断した課題設定及びその改善措置（規程制定、マニュアルの作成配付等）を実施している。また、その他専門委員会等においては各事業に関するリスクを検討するため、リスク項目や投資判断等の基準を明記したガイドラインの制定を検討した。

(4) 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

① 当社の社内の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。

＜運用状況＞

取締役会規程に基づき、当事業年度は定時取締役会12回、臨時取締役会10回、計22回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行状況が定期的に報告されている。また、取締役の業務の執行については職務権限基準表及び稟議規程に基づき適正かつ効率的に行なわれている。

② 子会社については自律的経営を基礎としつつ、当社は、関係会社管理規程に基づき、経営成績、財務状況、その他の重要な情報について定期的に報告を受けるものとし、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

＜運用状況＞

当事業年度においては子会社を有していない。

(5) 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社のコンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とする。

＜運用状況＞

コンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とし、「関係会社管理規程」に基づき、グループ全体の内部統制の強化を図ることとしている。

なお、当事業年度においては子会社を有していない。

② 経営管理部を子会社管理の統括部門とし、関係会社管理規程の整備・見直しを通して、当企業グループの内部統制の充実に努める。

＜運用状況＞

当事業年度においては子会社を有していない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。

＜運用状況＞

人事総務部スタッフ１名を監査役の職務を補助する専任の使用人として配置している。

② 前号の使用人の配置にあたっては必要な知識・能力を備えた専任または兼任の適切な員数を確保するものとし、人事異動その他の事項については、事前に監査役会と協議するものとする。

＜運用状況＞

補助使用人の人事異動その他の事項は監査役会と協議の上決定している。

なお、人事評価については常勤監査役が行なっている。

③　第１号の使用人の業務に関して監査役から指示を受けた時は、専らその指揮命令に従う体制を整備する。また、その業務の遂行にあたり、社内の各会議体への出席等（監査役の代理出席を含む）、執行部署の協力体制を確保する。

＜運用状況＞

補助使用人は業務執行者からの独立性が確保され、専ら監査役からの指揮命令に従う体制を整備している。また、業務の遂行にあたり、取締役会その他の重要な会議に出席し、執行部署からの協力体制を確保している。

(7) 当企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。なお、当該報告をしたことを理由として、報告をした者が不利な取り扱いを受けないものとする。

＜運用状況＞

重要な情報は随時常勤監査役に報告され、定期的かつ必要に応じて監査役会に報告されている。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

①　監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

＜運用状況＞

監査役会は代表取締役と定例意見交換会を四半期に１回開催している。また、会計監査人とは決算方針打合せ及びレビューないし監査結果報告会後に定例意見交換会を各四半期に１回開催している。

②　監査役は、その職務の執行にあたり、必要に応じて社内の各会議体へ出席できるものとする。

＜運用状況＞

監査役は取締役会その他の重要な会議に出席している。

③　監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求について、当社は速やかに当該費用を支払うものとする。

＜運用状況＞

監査役の職務を執行する上で必要な費用については速やかに支払いを行なっている。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、人事総務部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛協議会及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するほか、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

＜運用状況＞

「反社会的勢力および不当要求への対応マニュアル」をイントラネットに掲載し、また、同マニュアルの簡易版を社員手帳に記載することによって、反社会的勢力排除に向けて周知を図っており、当該マニュアルに基づき、新規に取引を開始する相手先についての厳正なチェックを行なうことにより、反社会的勢力との取引を未然に防止する仕組みを構築・運用している。

また、警察関係機関が主催する各種研修や情報交換会に参加し、反社会的勢力排除に関しての情報収集と警察関係機関との連携強化を図るとともに、反社会的勢力及び不当要求への対応について社内研修を行なう等、反社会的勢力との関係遮断に努めている。

7．会社の支配に関する基本方針

買収防衛策の方針について特に記載すべき事項はありません。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、長期にわたる安定した配当を基本とし、内部留保金や業績なども勘案して配当を行なうこととしております。

なお、内部留保金については、「新スタイル店」の出店や「既存店」のリニューアル、霊園・墓所の確保など、事業の拡大や事業の基盤強化のために効果的に投資してまいります。

当期の期末配当については平成28年５月13日の当社取締役会にて１株当たり３円75銭の配当を行なうことを決議する予定でおります。

既に平成27年12月１日に実施済みの中間配当金1株当たり３円75銭とあわせ、年間配当金は１株当たり７円50銭になります。

また、次期の配当については、中間配当金１株当たり３円75銭、期末配当金１株当たり３円75銭とし、年間配当金１株当たり７円50銭とする予定です。

（本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。）

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位 千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	6,254,619	流動負債	4,484,026
現金及び預金	2,070,896	買掛金	625,474
受取手形	13,716	１年以内返済予定の長期借入金	1,621,270
売掛金	662,427	リース債務	125,508
商品	3,124,591	未払金	481,447
前渡金	6,152	未払費用	178,167
前払費用	204,995	未払法人税等	346,221
繰延税金資産	135,134	未払消費税等	121,011
その他	40,604	前受金	659,886
貸倒引当金	△3,900	預り金	58,039
固定資産	12,283,770	賞与引当金	267,000
有形固定資産	2,515,744	固定負債	4,509,582
建物	518,415	長期借入金	3,609,700
造作	635,982	リース債務	193,173
構築物	84,304	退職給付引当金	34,574
機械及び装置	369	役員退職慰労引当金	163,419
什器備品	359,853	資産除去債務	376,491
土地	868,554	預り保証金	85,910
リース資産	46,482	長期未払金	46,313
建設仮勘定	1,782	負債合計	8,993,608
無形固定資産	203,986	（純資産の部）	
ソフトウェア	4,245	株主資本	9,411,413
リース資産	162,414	資本金	4,026,570
電話加入権	37,326	資本剰余金	1,541,074
投資その他の資産	9,564,039	資本準備金	1,089,744
投資有価証券	443,959	その他資本剰余金	451,330
関係会社株式	28,312	利益剰余金	4,015,825
関係会社出資金	7,527	その他利益剰余金	4,015,825
長期貸付金	141,130	買換資産圧縮積立金	5,209
長期前払費用	257,242	繰越利益剰余金	4,010,615
前払年金費用	81,107	自己株式	△172,056
繰延税金資産	250,965	評価・換算差額等	18,201
営業保証金	6,917,952	その他有価証券評価差額金	18,201
差入保証金	1,395,528	新株予約権	115,165
その他	999,980	純資産合計	9,544,780
貸倒引当金	△959,667		
資産合計	18,538,389	負債及び純資産合計	18,538,389

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位 千円）

科目	金	額
売上高		19,401,729
売上原価		7,224,769
売上総利益		12,176,959
販売費及び一般管理費		11,408,689
営業利益		768,270
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	20,086	
受取家賃	180,381	
その他	49,181	249,649
営業外費用		
支払利息	63,195	
賃貸費用	178,880	
貸倒引当金繰入額	25,004	
その他	45,192	312,273
経常利益		705,646
特別利益		
投資有価証券売却益	57,965	
新株予約権戻入益	6,346	64,311
特別損失		
減損損失	151,480	151,480
税引前当期純利益		618,476
法人税、住民税及び事業税	400,076	
法人税等調整額	△135,302	264,774
当期純利益		353,702

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位　千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,009,175	1,072,348	451,330	1,523,679	7,209	3,790,098	3,797,307	△171,950	9,158,212
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	17,395	17,395	－	17,395	－	－	－	－	34,790
買換資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	△1,999	1,999	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△135,185	△135,185	－	△135,185
当期純利益	－	－	－	－	－	353,702	353,702	－	353,702
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△106	△106
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	17,395	17,395	－	17,395	△1,999	220,516	218,517	△106	253,201
当期末残高	4,026,570	1,089,744	451,330	1,541,074	5,209	4,010,615	4,015,825	△172,056	9,411,413

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	230,827	230,827	104,676	9,493,716
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	34,790
買換資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	△135,185
当期純利益	－	－	－	353,702
自己株式の取得	－	－	－	△106
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△212,626	△212,626	10,489	△202,137
当期変動額合計	△212,626	△212,626	10,489	51,063
当期末残高	18,201	18,201	115,165	9,544,780

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社はせがわ
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　澤　　啓　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　池　田　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社はせがわの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

株式会社　はせがわ　監査役会

常勤監査役(社外監査役)	廣　瀬	稔 ㊞
社外監査役	兼　松	久 ㊞
社外監査役	田　中	茂 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役会招集権者及び議長に関する規定について、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、定款の一部を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集権者及び議長） 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ２．代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（８名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	長谷川（はせがわ）　房生（ふさお） （昭和21年11月15日）	昭和47年４月　富士ゼロックス株式会社入社 昭和49年５月　当社入社 昭和57年12月　同取締役（非常勤） 昭和59年１月　同専務取締役 平成７年１月　同専務取締役 営業本部長 平成11年６月　同専務取締役 商品本部長兼海外事業本部長 平成13年７月　同専務取締役 執行役員 経営開発部・人材開発部担当 平成16年１月　同専務取締役 執行役員 経営開発部担当 平成18年６月　同取締役副社長 執行役員 管理本部長 平成19年６月　同代表取締役副社長 平成20年４月　同代表取締役社長 平成21年８月　同代表取締役社長 執行役員 マーケティンググループ長 平成22年４月　同代表取締役社長 平成26年６月　同代表取締役会長（現任）	497,985株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	江崎（え ざき） 徹（とおる） （昭和34年11月8日）	昭和58年４月　当社入社 平成９年４月　同営業企画室長 平成13年４月　同経営開発部長 平成19年１月　同葬儀紹介推進部長 平成21年４月　同理事 経営企画部長 平成21年６月　同執行役員 経営企画部長 平成22年４月　同執行役員 営業グループ長 平成23年４月　同執行役員 マーケティンググループ長兼アジア部長 平成23年６月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼アジア部長 平成24年７月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼営業企画部長 平成26年１月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼経営改革推進室担当 平成26年６月　同取締役副社長 執行役員 マーケティンググループ長 平成27年４月　同取締役副社長 執行役員 マーケティンググループ長兼未来開発部担当 平成28年４月　同代表取締役社長 執行役員 マーケティンググループ長（現任）	7,500株
3	川江（かわ え） 充（みつる） （昭和29年１月10日）	昭和51年４月　山一證券株式会社入社 平成10年４月　日本テレコム株式会社（現･ソフトバンク株式会社）入社 平成16年５月　当社入社 平成18年４月　同経営企画部長 平成21年４月　同理事 東京営業部千葉第２エリア穴川店 店長 平成21年10月　同理事 葬祭事業グループ 開発部長 平成22年４月　同理事 経営改革推進室長 平成24年４月　同理事 営業支援グループ副グループ長兼経営改革推進室長 平成24年６月　同取締役 執行役員 営業支援グループ長兼経営改革推進室長 平成25年10月　同取締役 執行役員 営業支援グループ長 平成26年６月　同常務取締役 執行役員 営業支援グループ長 平成27年８月　同常務取締役 執行役員 営業支援グループ長 兼 経営管理部長 平成28年４月　同常務取締役 執行役員 営業支援グループ長（現任）	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	※ 砂田浩孝（すなだひろたか） （昭和29年5月13日）	昭和53年３月　株式会社レナウン入社 平成12年２月　ティンバーランド・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成19年４月　ワンスアラウンド株式会社取締役 平成20年５月　株式会社新星堂代表取締役社長 平成25年６月　同相談役 平成25年６月　株式会社ルートワン・パワー特別顧問（現任） 平成27年８月　ＵＵＵＭ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 平成28年４月　当社執行役員 ＳＣ開発部担当（現任）	－
5	堀尾淳美（ほりおあつみ） （昭和32年2月9日）	昭和56年４月　株式会社福岡銀行入行 平成22年３月　当社入社 平成24年４月　同経営管理部長 平成25年６月　同執行役員 経営管理部長 平成26年１月　同執行役員 マーケティンググループ副グループ長 平成26年３月　同執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長 平成26年６月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長兼商品部担当 平成27年８月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長（現任）	2,000株
6	中谷泰文（なかたにやすふみ） （昭和34年11月16日）	昭和58年４月　株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 平成24年11月　当社入社 執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 平成25年６月　同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長兼納骨堂開発部長 平成26年４月　同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長兼屋内墓苑部長 平成26年６月　同取締役 執行役員 寺社聖石グループ長 平成28年４月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長（現任）	4,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	井上健一（いのうえけんいち） （昭和25年2月18日）	昭和47年４月　株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 平成14年３月　ポケットカード株式会社専務執行役員 平成15年12月　当社入社 平成16年７月　同執行役員 商品担当 平成17年６月　同取締役 執行役員 営業企画部長兼商品部担当 平成17年７月　同取締役 執行役員 商品本部長 平成20年７月　同取締役 執行役員 営業グループ長兼商品グループ長 平成22年４月　同取締役 執行役員 営業支援グループ長 平成24年６月　同取締役副社長 執行役員 寺社聖石グループ長 平成26年６月　同代表取締役社長 平成28年４月　同取締役 寺社聖石グループ担当（現任）	11,600株
8	茶木正安（さきまさやす） （昭和21年7月17日）	昭和44年４月　株式会社日本不動産銀行（現・株式会社あおぞら銀行）入行 平成４年６月　同取締役 東京支店長 平成８年６月　同常務取締役 平成10年６月　同専務取締役 平成12年11月　三洋信販株式会社専務執行役員 平成15年７月　フィッチ・レーティングス・ジャパンＣＥＯ 平成18年６月　株式会社福岡リアルティ代表取締役社長 平成18年７月　福岡リート投資法人執行役員 平成24年６月　当社取締役（現任） 平成26年６月　株式会社ファルコン・コンサルティング上席顧問（現任） 平成27年６月　株式会社メッセージ社外取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	※ 森山弘和（もりやま ひろかず） （昭和25年7月1日）	昭和44年４月　山一證券株式会社入社 昭和49年７月　株式会社山一証券経済研究所出向 平成６年４月　同社経営調査部長 平成10年２月　株式会社森山弘和事務所代表取締役社長 平成17年４月　株式会社レコフ常務執行役員 平成20年５月　株式会社森山事務所代表取締役社長（現任） 平成27年６月　盟和産業株式会社社外監査役（現任）	－

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．「所有する当社株式の数」については、平成28年５月17日現在の所有株式数を記載しております。
４．砂田浩孝氏を新任の取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、流通・小売の分野で多くの企業経営に参画し、幅広い経験と高い実績を有しており、当社の事業拡大における重要な意思決定や取締役会の一員としての取締役の職務執行の監督機能強化を期待して選任をお願いするものであります。
５．当社は、茶木正安氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、茶木正安氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、森山弘和氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
６．茶木正安氏及び森山弘和氏は、社外取締役候補者であります。
７．上記２氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
（1）　茶木正安氏は、金融面での高い見識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通していることから、当社の経営監督機能の強化や有益な助言を得られることを期待して選任をお願いするものであります。
（2）　森山弘和氏は、経営コンサルティングを通して企業経営における豊かな知識と高い見識を有しており、また企業経営者として豊富な経験を有することから、当社の経営監督機能の強化や有益な助言を得られることを期待して選任をお願いするものであります。
８．茶木正安氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。
９．当社は、茶木正安氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、森山弘和氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役廣瀬稔氏及び兼松久氏が任期満了となり、また田中茂氏が辞任されますので、新たに監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	廣瀬　稔（ひろせ　みのる） （昭和29年９月23日）	昭和55年10月　監査法人中央会計事務所入所 昭和60年３月　公認会計士登録 平成４年８月　中央新光監査法人社員 平成13年６月　中央青山監査法人代表社員 平成18年９月　あらた監査法人代表社員 平成20年４月　廣瀬公認会計士事務所開業 平成24年６月　当社常勤監査役（現任）	－
2	※ 和田　衛（わだ　まもる） （昭和22年11月18日）	昭和48年３月　検事任官。東京地方検察庁勤務 昭和52年３月　法務省勤務 昭和56年４月　弁護士登録 昭和60年12月　和田法律事務所開設（現任）	－
3	※ 池田　眞敏（いけだ　まさとし） （昭和30年４月19日）	昭和57年10月　監査法人サンワ東京丸の内事務所大阪支所入所 昭和59年６月　監査法人太田哲三事務所（現・新日本有限責任監査法人）九州事務所入所 昭和61年２月　公認会計士登録 平成元年６月　税理士登録 平成元年８月　池田公認会計士・税理士事務所開設（現任）	－

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．「所有する当社株式の数」については、平成28年５月17日現在の所有株式数を記載しております。

４．当社は、廣瀬稔氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、廣瀬稔氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、和田衛氏及び池田眞敏氏の選任が承認された場合は、両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。

５．廣瀬稔氏、和田衛氏及び池田眞敏氏は、社外監査役候補者であります。

６．社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由は次のとおりであります。

（1） 廣瀬稔氏及び池田眞敏氏は、公認会計士としての専門知識や豊富な経験を当社の監査に活かしていただくことを期待して選任をお願いするものであります。

（2） 和田衛氏は、弁護士としての専門知識や幅広い経験を当社の監査に活かしていただくことを期待して選任をお願いするものであります。

なお、上記３氏は、直接会社経営に関与された経験は有りませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

７．廣瀬稔氏は、現在、当社の監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

８．和田衛氏及び池田眞敏氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
渕上岩義（ふちうえいわよし） （昭和33年１月16日）	昭和56年４月　当社入社 平成８年４月　同東京営業部長 平成14年４月　同執行役員 西日本事業本部長 平成16年４月　同執行役員 営業統括部長 平成21年４月　同理事 監査室長 平成23年10月　同執行役員 寺社納骨堂工芸部長 平成25年10月　同理事 人事総務部総務チーム監査役付スタッフ 平成28年４月　同理事 総務部 監査役付スタッフ（現任）	1,200株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．「所有する当社株式の数」については、平成28年５月17日現在の所有株式数を記載しております。

第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される監査役兼松久氏及び辞任により退任される監査役田中茂氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

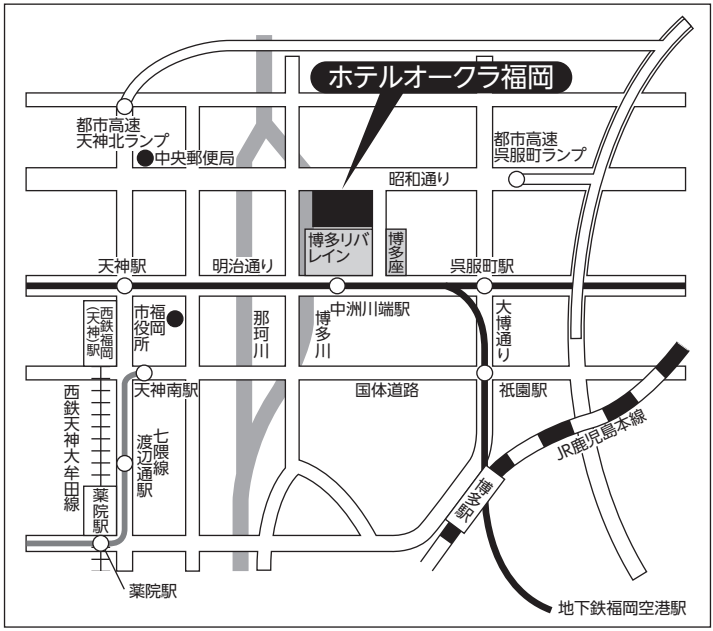
氏　　名	略　　歴
兼松（かねまつ）　久（ひさし）	平成７年６月　当社社外監査役　現在に至る
田中（たなか）　茂（しげる）	平成23年６月　当社社外監査役　現在に至る

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

福岡市博多区下川端町３番２号
ホテルオークラ福岡　４階　平安の間Ⅲ
TEL（092）262−1111



※JR博多駅から
　地下鉄　　所要時間約５分「中洲川端」駅直結
　　（川端口改札を出て６番出口）
　タクシー　所要時間約10分
※福岡空港から
　地下鉄　　所要時間約10分「中洲川端」駅直結
　　（川端口改札を出て６番出口）
　タクシー　所要時間約20分
※西鉄福岡（天神）駅から
　徒歩　　所要時間約15分

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。